

下記のとおり、市が所有する財産（土地）の売却について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項及び飛騨市契約規則第2条の2第1項の規定により公告する。

令和7年7月7日

飛騨市長 都竹



記

入札案件名 飛総管壳財1号 普通財産 古川町飛騨地区高校職員住宅敷地土地売却

1 入札対象物件

(土 地)

所 在 地	登記地目（現況地目）	実測地積（m ² ）	備 考
飛騨市古川町若宮一丁目1番6	宅地（宅地）	1, 253. 78	
土地予定価格（最低売却価格）			27, 200, 000円

※上記土地に付随する工作物等も対象物件に含まれるものとする。

2 入札参加資格

市内在住の個人又は、飛騨地域に事業所を有する法人を入札参加資格者とするが、次に掲げる者は、入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - オ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りなが

- ら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による觀察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定された市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当すると認められる者)
ア 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
イ 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げたとき
ウ 市が実施する地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
エ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかったとき
オ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を市との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (7) その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと。

3 入札参加方法

入札に参加しようとする者は、次の書類を市に提出するものとする。

【提出書類】

- 提出書類は、下記様式を作成すること。本提出書類をもとに審査を行う。
- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書(様式1号) 2部(1部は受付印を押印し、申込者へ返却する。)
- (2) 誓約書(様式2号) 1部
- (3) 住民票 1通(法人にあっては、登記簿謄本)
- (4) 納税証明書(市税完納証明書)1通・法人市民税納税証明書1通(※該当の方のみ)
※証明書は、最寄りの市役所・振興事務所窓口で発行します。
※入札参加(証明書発行等)に係るあらゆる経費は、入札参加者の負担となります。

【申込書等様式の入手方法】

申込書等の様式は、市の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、飛騨市総務部総務課 管財係(飛騨市役所2階)にて交付を行うほか、市のホームページからダウンロードすることもできます。

4 提出書類の提出方法

- (1) 提出期限 令和7年7月17日(木) ※午後5時必着
- (2) 提出方法 直接持参とする(郵送不可)。
- (3) 提出場所 飛騨市総務部総務課 管財係(飛騨市役所 本庁舎2階)

5 入札参加者の決定の通知

提出期限内に提出された入札参加申込書その他の提出書類を審査し、入札に参加する資格を有するか否かを決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書により令和7年7月23日(水)までに申込者に通知する。

6 現場説明会

当該財産の公開及び説明会を次のとおり実施するものとし、参加を希望する場合は、事前に申込みを行うものとする。(※事前の参加申込みがない場合は、現場説明会は中止する。)

なお、現場説明会に参加せずに入札に参加する場合も、現場説明会における説明事項について了知しているものとみなす。

- (1) 日時 令和7年7月10日(木) 午後2時
- (2) 場所 飛騨市古川町若宮一丁目 古川町飛騨地区高校職員住宅敷地

7 入札及び開札の日時・場所

- (1) 日時 令和7年8月6日(水) 午後1時30分
- (2) 場所 飛騨市役所本庁舎2階 会議室

8 入札方法等に関する事項

- (1) 入札の方法
 - ・入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
- (2) 入札保証金
 - ・入札者は、売却物件の予定価格の100分の10の額の入札保証金を市の指定する納付方法により令和7年7月30日(水)までに納付しなければならない。(契約締結の際、契約保証金として入札保証金の全額を充当します。)
- (3) 落札者の決定方法
 - ・落札者は、1の土地の予定価格以上で入札した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- (4) 入札の無効
 - ・本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに飛騨市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 入札又は開札の中止
 - ・天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。
- (6) 落札の無効
 - ・落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- (7) 郵便又は電信による入札は、認めないものとする。

9 入札結果の公表

落札者決定後は、案件名、物件情報(所在地・地目・地積等)、予定価格、落札者の氏名、落札金額、応札者数を公開する。

10 売買代金の納入

- ・契約締結時に、8の(2)入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、市が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を売買契約の日から30日以内に納付するものとする。

11 風俗関連営業等の禁止

- (1) 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する公序良俗又は公共の福祉に反する業の用に供し、又は供しようとする者に譲渡することが出来ない。
- (2) 落札者は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することは出来ない。また、当該暴力団及びその関係者に所有権を移転し、又は権利の設定をすることが出来ない。

12 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (3) この広告に定めるもののほか、詳細は、市有財産一般競争入札説明書による。

◎問い合わせ 飛騨市役所総務部総務課管財係 (0577-73-7461)